

岩手県告示第221号

平成23年3月15日県議会の議決を経た平成23年度岩手県一般会計予算、平成23年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算、平成23年度岩手県農業改良資金等特別会計予算、平成23年度岩手県県有林事業特別会計予算、平成23年度岩手県林業改善資金特別会計予算、平成23年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算、平成23年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算、平成23年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算、平成23年度岩手県公債管理特別会計予算、平成23年度岩手県証紙収入整理特別会計予算、平成23年度岩手県流域下水道事業特別会計予算、平成23年度岩手県港湾整備事業特別会計予算、平成23年度岩手県立病院等事業会計予算、平成23年度岩手県電気事業会計予算、平成23年度岩手県工業用水道事業会計予算及び平成23年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成23年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

平成 23 年度岩手県一般会計予算

平成 23 年度岩手県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 681,598,765 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 100,415,000
	1 県 民 税	35,308,000
	2 事 業 税	14,192,000
	3 地 方 消 費 税	11,629,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,098,000
	5 県 た ば こ 税	2,514,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	308,000
	7 自 動 車 取 得 税	1,940,000
	8 軽 油 引 取 税	14,318,000
	9 自 動 車 税	17,983,000
	10 鉦 区 税	19,000
	11 狩 猟 税	40,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	64,000
13 旧 法 に よ る 税	2,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		25,752,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	25,752,000

3 地 方 讓 与 税		20,605,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	16,481,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	3,856,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	255,000
	4 地 方 道 路 讓 与 税	1,000
	5 航 空 機 燃 料 讓 与 税	12,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,758,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,758,000
5 地 方 交 付 税		226,823,153
	1 地 方 交 付 税	226,823,153
6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金		544,748
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	544,748
7 分 担 金 及 び 負 担 金		7,606,653
	1 分 担 金	328,512
	2 負 担 金	7,278,141
8 使 用 料 及 び 手 数 料		4,863,417
	1 使 用 料	2,553,345
	2 手 数 料	2,310,072
9 国 庫 支 出 金		74,504,032

	1 国 庫 負 担 金	35,768,051
	2 国 庫 補 助 金	37,573,050
	3 委 託 金	1,162,931
10 財 産 収 入		2,920,096
	1 財 産 運 用 収 入	349,409
	2 財 産 売 払 収 入	2,570,687
11 寄 附 金		19,578
	1 寄 附 金	19,578
12 繰 入 金		33,226,239
	1 特 別 会 計 繰 入 金	600,901
	2 基 金 繰 入 金	32,625,338
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		84,697,848
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	243,786
	2 預 金 利 子	47,951
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	13,473,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	61,877,905
	5 受 託 事 業 収 入	1,148,481

	6 収 益 事 業 収 入	3,391,247
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	5,207
	8 雑 入	4,510,271
15 県 債		97,863,000
	1 県 債	97,863,000
歳 入 合 計		681,598,765

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,442,886
	1 議 会 費	1,442,886
2 総 務 費		25,124,693
	1 総 務 管 理 費	10,560,151
	2 企 画 費	1,044,814
	3 徴 税 費	5,192,323
	4 地 域 振 興 費	6,165,110
	5 選 挙 費	735,793
	6 防 災 費	594,773
	7 統 計 調 査 費	427,305
	8 人 事 委 員 会 費	147,667
9 監 査 委 員 費	256,757	
3 民 生 費		85,255,787
	1 社 会 福 祉 費	65,117,100
	2 県 民 生 活 費	650,513
	3 児 童 福 祉 費	15,236,672
	4 生 活 保 護 費	4,237,262

	5 災 害 救 助 費	14,240
4 衛 生 費		22,657,035
	1 公 衆 衛 生 費	6,885,776
	2 環 境 衛 生 費	7,621,556
	3 保 健 所 費	1,337,484
	4 医 藥 費	6,812,219
5 勞 働 費		8,323,626
	1 勞 政 費	6,287,555
	2 職 業 訓 練 費	1,931,608
	3 勞 働 委 員 会 費	104,463
6 農 林 水 産 業 費		57,734,533
	1 農 業 費	11,676,224
	2 畜 産 業 費	2,723,642
	3 農 地 費	18,953,885
	4 林 業 費	16,695,082
	5 水 産 業 費	7,685,700
7 商 工 費		63,695,584
	1 商 工 業 費	63,243,018
	2 観 光 費	452,566

8 土 木 費		63,022,756
	1 土 木 管 理 費	6,000,025
	2 道 路 橋 り よ う 費	33,774,453
	3 河 川 海 岸 費	14,796,505
	4 港 湾 費	2,337,088
	5 都 市 計 画 費	4,590,170
	6 住 宅 費	1,524,515
9 警 察 費		28,388,544
	1 警 察 管 理 費	26,212,637
	2 警 察 活 動 費	2,175,907
10 教 育 費		145,669,130
	1 教 育 総 務 費	13,839,919
	2 小 学 校 費	48,078,550
	3 中 学 校 費	28,975,572
	4 高 等 学 校 費	30,464,667
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,963,310
	6 社 会 教 育 費	2,559,380
	7 保 健 体 育 費	1,777,092
	8 大 学 費	3,896,534

	9 私立学校費	6,114,106
11 災害復旧費		5,538,710
	1 農林水産施設災害復旧費	1,795,491
	2 土木施設災害復旧費	3,713,219
	3 教育施設災害復旧費	30,000
12 公債費		118,542,848
	1 公債費	118,542,848
13 諸支出金		55,902,633
	1 公営企業貸付金	10,486,059
	2 公営企業出資金	331
	3 公営企業負担金	19,155,527
	4 地方消費税清算金	11,386,726
	5 利子割交付金	281,640
	6 配当割交付金	107,651
	7 株式等譲渡所得割交付金	27,509
	8 地方消費税交付金	12,933,087
	9 ゴルフ場利用税交付金	215,799
	10 特別地方消費税交付金	82
	11 自動車取得税交付金	1,307,274

	12 利 子 割 精 算 金	948
14 予 備 費		300,000
	1 子 備 費	300,000
歳 出	合 計	681,598,765

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 やさわの園整備	平成23年度から平成24年度まで	347,000千円
2 看護師等養成所施設整備	平成23年度から平成24年度まで	303,000千円
3 岩手県信用保証協会が行う中小企業再生支援に係る融資についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成23年度から平成39年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては、元本の15パーセント以内に相当する額以内
4 岩手県信用保証協会が行う中小企業成長応援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成23年度から平成34年度まで	損失補償総額2,400千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては、元本の15パーセント以内に相当する額以内
5 財団法人いわて産業振興センターが貸与した設備に係る被貸与者からの償還金の納入がない場合の不足額の損失補償	平成23年度から平成31年度まで	552,000千円
6 社団法人全国農地保有合理化協会が社団法人岩手県農業公社に融通した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成23年度から平成33年度まで	融資総額445,000千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
7 農業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成43年度まで	融資総額1,274,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
8 中山間地域活性化資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成48年度まで	融資総額12,000千円を限度とし、年2.1パーセント以内の割合で計算した額
9 農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成38年度まで	融資総額180,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
10 土地改良負担金償還平準化事業による資金の融通に伴う利子補給補助	平成23年度から平成34年度まで	融資総額225,850千円を限度とし、年1.625パーセント以内の割合で計算した額

11	水産加工経営改善促進資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成26年度まで	融資総額21,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
12	漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成44年度まで	融資総額412,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
13	漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成38年度まで	融資総額60,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
14	かんがい排水事業	平成23年度から平成24年度まで	15,000千円
15	畑地帯総合整備事業	平成23年度から平成24年度まで	90,000千円
16	地域水田農業支援排水対策特別事業	平成23年度から平成24年度まで	10,000千円
17	農道整備事業	平成23年度から平成24年度まで	7,000千円
18	経営体育成基盤整備事業	平成23年度から平成24年度まで	700,000千円
19	中山間地域総合整備事業	平成23年度から平成24年度まで	50,000千円
20	障害防止対策事業	平成23年度から平成24年度まで	260,000千円
21	骨寺村荘園景観保全農地整備事業	平成23年度から平成24年度まで	60,000千円
22	基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成23年度から平成24年度まで	40,000千円
23	水質保全対策事業	平成23年度から平成24年度まで	20,000千円
24	防災ダム事業	平成23年度から平成24年度まで	7,000千円
25	ため池等整備事業	平成23年度から平成24年度まで	85,000千円
26	海岸高潮対策事業（農地）	平成23年度から平成24年度まで	10,000千円
27	土地改良施設耐震対策事業	平成23年度から平成24年度まで	24,000千円
28	道路環境改善事業	平成23年度から平成24年度まで	510,000千円

29	橋りょう補強事業	平成23年度から平成24年度まで	374,000千円
30	地域連携道路整備事業	平成23年度から平成25年度まで	2,260,000千円
31	総合流域防災事業（河川）	平成23年度から平成24年度まで	400,000千円
32	治水施設整備事業	平成23年度から平成24年度まで	10,000千円
33	砂防事業	平成23年度から平成24年度まで	60,000千円
34	急傾斜地崩壊対策事業	平成23年度から平成24年度まで	18,000千円
35	総合流域防災事業（砂防）	平成23年度から平成24年度まで	65,000千円
36	築川ダム建設事業	平成23年度から平成24年度まで	200,000千円
37	津付ダム建設事業	平成23年度から平成26年度まで	2,200,000千円
38	入畑ダム堰堤改良事業	平成23年度から平成24年度まで	173,000千円
39	緊急地方道路整備事業（街路）	平成23年度から平成24年度まで	20,000千円
40	地方特定道路整備事業（街路）	平成23年度から平成24年度まで	10,000千円
41	校舎建設事業	平成23年度から平成24年度まで	1,483,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
次世代衛星系通信設備整備	千円 1,157,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
老人福祉施設整備	1,615,000	同上	同上	同上
やさわの園整備	586,000	同上	同上	同上
児童館等施設整備	30,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付金	3,000	同上	同上	同上
県境不法投棄現場環境再生事業	1,696,000	同上	同上	同上
石綿健康被害救済制度負担金	10,500	同上	同上	同上
国定公園等施設整備事業	20,000	同上	同上	同上
自然公園施設整備事業	23,000	同上	同上	同上
看護師等養成所施設整備	222,000	同上	同上	同上
農業大 학교 施設整備	26,000	同上	同上	同上
草地対策事業	17,000	同上	同上	同上
土地改良事業	2,156,000	同上	同上	同上
農地防災事業	238,000	同上	同上	同上
林道事業	1,499,000	同上	同上	同上
治山事業	1,527,000	同上	同上	同上

漁港漁場整備事業	1,799,000	同	上	同	上	同	上
中小企業振興資金特別会計繰出金	120,000	同	上	同	上	同	上
空港整備	150,000	同	上	同	上	同	上
道路橋りょう維持事業	6,605,000	同	上	同	上	同	上
道路橋りょう新設改良事業	10,598,000	同	上	同	上	同	上
河川改良事業	2,694,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	933,000	同	上	同	上	同	上
海岸保全事業	200,000	同	上	同	上	同	上
河川総合開発事業	3,424,000	同	上	同	上	同	上
港湾建設事業	1,303,000	同	上	同	上	同	上
広域公園整備事業	127,000	同	上	同	上	同	上
街路事業	1,265,000	同	上	同	上	同	上
過疎地域公共下水道整備代行事業	6,000	同	上	同	上	同	上
公営住宅建設事業	449,000	同	上	同	上	同	上
警察施設整備事業	14,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備	320,000	同	上	同	上	同	上
高等学校校舎等建設事業	365,000	同	上	同	上	同	上
柳之御所遺跡整備調査事業	10,000	同	上	同	上	同	上
国体選手強化施設整備事業	61,000	同	上	同	上	同	上

国体関連競技施設整備事業	4,000	同	上	同	上	同	上
農地等災害復旧事業	12,000	同	上	同	上	同	上
海岸保全施設災害復旧事業	9,000	同	上	同	上	同	上
林道災害復旧事業	2,000	同	上	同	上	同	上
治山災害復旧事業	40,000	同	上	同	上	同	上
漁業用施設災害復旧事業	5,000	同	上	同	上	同	上
漁港災害復旧事業	78,000	同	上	同	上	同	上
河川等災害復旧事業	1,353,000	同	上	同	上	同	上
港湾災害復旧事業	24,000	同	上	同	上	同	上
学校施設災害復旧事業	7,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	51,060,500	同	上	同	上	同	上
退職手当債	4,000,000	同	上	同	上	同	上
計	97,863,000						

平成 23 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成 23 年度岩手県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 331,813 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 31,537
	1 一 般 会 計 繰 入 金	31,537
2 繰 越 金		24,004
	1 繰 越 金	24,004
3 諸 収 入		231,094
	1 貸 付 金 元 利 収 入	227,681
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	3,412
4 県 債		45,178
	1 県 債	45,178
歳 入	合 計	331,813

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費		千円 331,813
	1 貸 付 費	318,735
	2 貸 付 事 務 費	13,078
歳 出	合 計	331,813

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 45,178	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。	無 利 子	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

平成 23 年度岩手県農業改良資金等特別会計予算

平成 23 年度岩手県の農業改良資金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 522,908 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,529
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,529
2 繰 越 金		420,450
	1 繰 越 金	420,450
3 諸 収 入		76,677
	1 貸 付 金 収 入	76,675
	2 雑 入	2
4 県 債		24,252
	1 県 債	24,252
歳 入	合 計	522,908

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費		千円 457,121
	1 貸 付 費	455,992
	2 業 務 費	1,129
2 就 農 支 援 資 金 貸 付 費		65,787
	1 貸 付 費	65,384
	2 業 務 費	403
歳 出 合 計		522,908

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 24,252	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。

平成 23 年度岩手県県有林事業特別会計予算

平成 23 年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,663,056 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 13,564
	1 国 庫 補 助 金	13,564
2 財 産 収 入		1,100
	1 財 産 収 入	1,100
3 繰 入 金		3,527,419
	1 繰 入 金	3,527,419
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		120,971
	1 諸 収 入	120,971
歳 入 合 計		3,663,056

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 3,651,199
	1 県 有 林 事 業 費	3,651,199
2 災 害 復 旧 費		11,857
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	11,857
歳 出 合 計		3,663,056

平成 23 年度岩手県林業改善資金特別会計予算

平成 23 年度岩手県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,315,118 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,613
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,613
2 繰 越 金		509,196
	1 繰 越 金	509,196
3 諸 収 入		803,309
	1 貸 付 金 元 利 収 入	567,125
	2 雑 入	236,184
歳 入 合 計		1,315,118

歳 出

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 581,633
	1 貸 付 費	578,000
	2 業 務 費	3,633
2 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 貸 付 費		705,165
	1 貸 付 費	705,165
3 林 業 就 業 促 進 資 金 貸 付 費		28,320
	1 貸 付 費	28,320
歳 出 合 計		1,315,118

平成 23 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成 23 年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 698,850 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,447
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,447
2 繰 越 金		569,311
	1 繰 越 金	569,311
3 諸 収 入		127,092
	1 貸 付 金 収 入	127,091
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		698,850

歳 出

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 698,850
	1 貸 付 費	696,401
	2 業 務 費	2,449
歳 出	合 計	698,850

平成 23 年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

平成 23 年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,487,274 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 177,897
	1 一 般 会 計 繰 入 金	177,897
2 繰 越 金		656,630
	1 繰 越 金	656,630
3 諸 収 入		1,012,747
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,011,741
	2 預 金 利 子	1,000
	3 雑 入	6
4 県 債		640,000
	1 県 債	640,000
歳 入	合 計	2,487,274

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 2,487,274
	1 貸 付 費	2,473,032
	2 貸 付 事 務 費	14,242
歳 出	合 計	2,487,274

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 640,000	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の定めるところによる。	年1.35%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の定めるところによる。

平成 23 年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

平成 23 年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,436 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 4,435
	1 財 産 運 用 収 入	4,435
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		4,436

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 事 務 費		千円 4,436
	1 管 理 事 務 費	4,436
歳 出 合 計		4,436

平成 23 年度岩手県公債管理特別会計予算

平成 23 年度岩手県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 197,204,227 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 15,885
	1 財 産 運 用 収 入	15,885
2 繰 入 金		118,611,342
	1 一 般 会 計 繰 入 金	118,411,341
	2 基 金 繰 入 金	200,001
3 県 債		78,577,000
	1 県 債	78,577,000
歳 入 合 計		197,204,227

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 197,204,227
	1 公 債 費	197,204,227
歳 出 合 計		197,204,227

平成 23 年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

平成 23 年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,906,862 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 4,906,861
	1 証 紙 収 入	4,906,861
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		4,906,862

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 4,906,862
	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,906,862
歳 出 合 計		4,906,862

平成 23 年度岩手県流域下水道事業特別会計予算

平成 23 年度岩手県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,360,733 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 4,346,279
	1 負 担 金	4,346,279
2 使 用 料 及 び 手 数 料		109
	1 使 用 料	109
3 国 庫 支 出 金		2,330,500
	1 国 庫 補 助 金	2,330,500
4 繰 入 金		782,998
	1 一 般 会 計 繰 入 金	782,998
5 繰 越 金		886,811
	1 繰 越 金	886,811
6 諸 収 入		91,036
	1 雑 入	91,036
7 県 債		923,000
	1 県 債	923,000
歳 入 合 計		9,360,733

歳 出

款	項	金 額
1 流 域 下 水 道 事 業 費		千円 7,876,257
	1 流 域 下 水 道 管 理 費	3,784,741
	2 流 域 下 水 道 建 設 費	4,091,516
2 公 債 費		1,484,476
	1 公 債 費	1,484,476
歳 出	合 計	9,360,733

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業	平成23年度から平成25年度まで	4,108,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 923,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 23 年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

平成 23 年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,343,736 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 198,942
	1 使 用 料	198,942
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		1,523,791
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,523,791
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
6 県 債		621,000
	1 県 債	621,000
歳 入 合 計		2,343,736

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 422,639
	1 港 湾 施 設 整 備 費	422,639
2 公 債 費		1,921,097
	1 公 債 費	1,921,097
歳 出 合 計		2,343,736

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 621,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 23 年度岩手県立病院等事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 23 年度岩手県立病院等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	5,406 床
	2 年 間 延 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	1,460,000 人
	(2) 外 来 患 者 数	2,111,000 人
	3 一 日 平 均 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	3,990 人
(2) 外 来 患 者 数	8,654 人	
2 資本的収入及び支出	1 病 院 建 築 工 事 釜石病院増築等工事	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建 既存配管設備等改修 1,412,394 千円
	2 医 療 器 械	線形加速器システム等の購入 3,266,003 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病 院 事 業 収 益	96,422,510 千円
第 1 項 医 業 収 益	83,560,335 千円

第2項	医業外収益	12,862,175千円
	支 出	
第1款	病院事業費用	96,305,627千円
第1項	医業費用	89,981,193千円
第2項	医業外費用	6,224,434千円
第3項	予備費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,382,745千円は、過年度分損益勘定留保資金10,382,745千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款	資本的収入	12,932,427千円
第1項	企業債	6,144,000千円
第2項	出資金	331千円
第3項	負担金	4,762,935千円
第4項	補助金	2,025,161千円
	支 出	
第1款	資本的支出	23,315,172千円
第1項	建設改良費	5,804,838千円
第2項	企業債償還金	11,818,995千円
第3項	他会計からの長期借入金 償還金	3,000,000千円
第4項	投資	279,600千円
第5項	開発費	911,739千円
第6項	退職給与金	1,500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)

江 刺 病 院 耐 震 化 工 事

(期 間)

平 成 23 年 度 从 平 成 24 年 度 未 だ

(限 度 額)

222,748 千 円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院建築及び医療器械整備	千円 6,144,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、17,300,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 50,433,176 千円

(2) 交 際 費 1,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、23,483,858 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 10 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(数 量)
取得する資産	医 療 器 械	線形加速器システム	1 台

医 療 器 械	超電導磁石式全身用MR装置	1台
同 上	手術室支援システム	1台
同 上	放射線情報システム	1台

平成 23 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 23 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	36,229,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	170,617,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	128,079,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	67,669,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,512,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,557,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	35,884,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	9,250,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,131,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,328,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	4,631,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	11,532,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	372,000 キロワットアワー
計	549,791,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
胆沢第三発電所建設事業	奥州市地内	235,222千円	発電所基礎工事、取水口工事、水圧管路工事等
胆沢第四発電所建設事業	奥州市地内	21,902千円	水圧管路工事等
計		257,124千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 電気事業収益		4,598,004千円
第1項 営業収益		4,351,202千円
第2項 財務収益		172,197千円
第3項 附帯事業収益		55,919千円
第4項 事業外収益		18,686千円
支 出		
第1款 電気事業費用		4,209,260千円
第1項 営業費用		3,925,904千円
第2項 財務費用		152,977千円
第3項 附帯事業費用		60,582千円
第4項 事業外費用		64,797千円
第5項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資償還収入1,001,000千円及び投資2,004,000千円を除く。）に対し不足する額1,021,322千円は、過年度分損益勘定留保資金638,574千円、減債積立金217,695千円、中小水力発

電開発改良積立金 88,515 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 9,562 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 66,976 千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		2,177,016 千円
第1項 補 助 金		67,113 千円
第2項 負 担 金		140,837 千円
第3項 長 期 貸 付 金 償 還 金		968,066 千円
第4項 投 資 償 還 収 入		1,001,000 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		4,201,338 千円
第1項 建 設 費		257,124 千円
第2項 改 良 費		1,284,285 千円
第3項 電 源 開 発 費		2,866 千円
第4項 企 業 債 償 還 金		452,441 千円
第5項 長 期 貸 付 金		186,060 千円
第6項 投 資		2,004,000 千円
第7項 繰 出 金		9,562 千円
第8項 予 備 費		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
胆沢第三発電所電気設備 建設工事	平成 23 年度から平成 26 年度まで	652,000 千円
胆沢第四発電所建設工事	平成 23 年度から平成 24 年度まで	252,000 千円
胆沢第二発電所若柳堰堤 改良工事	平成 23 年度から平成 24 年度まで	42,000 千円

岩洞第二発電所水車発電
機分解点検補修他工事

平成 23 年度から平成 24 年度まで

370,000 千円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、40,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と附帯事業費用

(2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

1,064,392 千円

(2) 交 際 費

310 千円

平成 23 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 23 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	18 事 業 所
年 間 総 給 水 量	15,532,674 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	7,283,400 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	42,439 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	19,900 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	1,005,661 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,004,683 千円
第 2 項 財 務 収 益	70 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	908 千円

支 出

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	932,303 千円
第 1 項 営 業 費 用	830,016 千円
第 2 項 財 務 費 用	99,214 千円

第3項 事業外費用	2,573千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 365,137千円は、当年度分損益勘定留保資金 291,779千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,265千円、当年度利益剰余金処分額 46,093千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	944,619千円
第1項 企業債	572,500千円
第2項 他会計からの長期借入金	372,119千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,309,756千円
第1項 改良費	572,566千円
第2項 企業債償還金	493,127千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	244,063千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
第一北上中部工業用水道インターフェイス (場外系)装置改修工事	平成23年度から平成24年度まで	38,000千円
第二北上中部工業用水道電気設備更新工事	平成23年度から平成24年度まで	146,000千円
第二北上中部工業用水道中央監視制御設備 改修工事	平成23年度から平成24年度まで	56,000千円
第二北上中部工業用水道取水ポンプ、ゲート 駆動装置及び送水ポンプ更新工事	平成23年度から平成24年度まで	296,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	572,500千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、373,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 99,649千円

(2) 交際費 50千円

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち46,093千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金 46,093千円

平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）

平成 23 年度岩手県の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,381,538 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 682,980,303 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
9 国庫支出金		千円 74,504,032	千円 552,061	千円 75,056,093
	1 国庫負担金	35,768,051	358,960	36,127,011
	2 国庫補助金	37,573,050	193,101	37,766,151
12 繰入金		33,226,239	89,477	33,315,716
	2 基金繰入金	32,625,338	89,477	32,714,815
14 諸収入		84,697,848	500,000	85,197,848
	4 貸付金元利収入	61,877,905	500,000	62,377,905
15 県債		97,863,000	240,000	98,103,000
	1 県債	97,863,000	240,000	98,103,000
歳入合計		681,598,765	1,381,538	682,980,303

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
6 農 林 水 産 業 費		千円 57,734,533	千円 512,153	千円 58,246,686
	5 水 産 業 費	7,685,700	512,153	8,197,853
11 災 害 復 旧 費		5,538,710	869,385	6,408,095
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,795,491	869,385	2,664,876
歳 出	合 計	681,598,765	1,381,538	682,980,303

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 岩手県漁業信用基金協会が行う定置網復旧緊急支援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成23年度から平成34年度まで	損失補償総額30,000千円を限度とし、元本の30パーセントに相当する額以内
2 定置網復旧緊急支援資金の融通に伴う利子補給	平成23年度から平成33年度まで	融資総額2,000,000千円を限度とし、年0.75パーセント以内の割合で計算した額

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
漁業用施設 災害復旧事業	千円 5,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。	千円 78,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
漁港災害復旧事業	78,000	同 上	同 上	同 上	245,000	同 上	同 上	同 上
計	97,863,000				98,103,000			